

横須賀市報

号外第8号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地
毎月		横須賀市役所
10日	編集兼	横須賀市長
25日	発行人	上地克明
	印刷所	(有)宮村印刷所

監査委員公表

横須賀市監査委員公表

令和7年第3号

監査の結果報告に係る措置の公表について

令和7年2月10日付け横須賀市監査委員公表令和7年第1号をもって公表した定期監査結果報告及び財政援助団体等監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年4月10日

横須賀市監査委員	鷹野加裕子
同	井上東
同	関澤敏行
同	高橋英昭

[民生局健康部]

1 契約に関する事務

契約事務取扱規程によると、賃借料に係る契約について、主管課長等が契約事務を行うことができる上限金額は 40 万円とされているが、市立看護専門学校カーテン借上に係る契約において、当該上限金額を超えていたものの主管課長が契約事務を行っていたので、今後は、契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。 (健康総務課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、契約事務取扱規程の認識不足から生じたものであった。再発防止のため、本件が判明した令和 6 年11月に、健康総務課内の関係職員において契約事務取扱規程の確認を行い、今後は同規程に基づいた適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

[上下水道局]

1 財産管理に関する事務

武ポンプ所用地における水道用地使用許可について、水道用地使用許可申請及び使用許可に係る事務処理が行われていないもの（街路防犯灯3灯）があったので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な管理に改められたい。

（用地管理課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、水道用地使用許可申請及び使用許可に係る事務処理状況と、現地の使用物件との確認不足から生じたものだった。

このため、対象物の現地確認を行ったうえで、申請者から水道用地使用許可申請書を受理し、必要な事務処理を行った。

また、再発防止のため、令和7年1月に用地管理課内の関係職員を対象に、指摘事項の原因及び改善箇所について周知徹底したほか、申請者にも適切な手続きを促した。今後は、適正な管理を行い、手続きに遺漏が発生しないよう、局内において周知徹底した。

[公益財団法人横須賀市健康福祉財団（以下「財団」という。）]

財団に係る出納その他の事務（出資団体）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律によると、評議員、理事及び監事の氏名の変更、代表理事の氏名及び住所の変更は2週間以内に登記をしなければならないとされているが、理事及び監事の氏名の変更、代表理事の氏名及び住所の変更について2週間以内に登記がされていないものがあったので、今後は適正な事務処理に改められたい。

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、変更登記の申請にあたり役員会議事録の写しの添付が必要となるところ、議事録確認のための役員との往復文書のやりとりで時間を要し、登記申請の期限までに議事録の作成が間に合わなかったためであった。

財団から、再発防止のため、役員等の変更に関わる議事録について、今後は、登記申請の期限までに完成するよう、状況に応じて各役員との往復文書のやりとりを速達や持ち回りで行い、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の定める2週間以内に登記を完了できるようスケジュール管理を徹底する旨の報告を受けた。

[パークコミュニティよこすか]

1 猿島公園の管理に係る出納その他の事務（市及び指定管理者）

- (1) 基本協定書によると、指定管理者は会計期間終了後、施設の管理に係る事業報告書及びその他報告に必要な書類を添えて市に報告しなければならないとされている。令和5年度の事業報告書に添付された猿島公園指定管理業務収支計算書（決算書）において、決算額の一部（広報宣伝費）が誤って記載されていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、指定管理業務収支計算書（決算書）の作成過程における関係書類の確認不足から生じたものであった。

再発防止のため、令和7年1月に市とパークコミュニティよこすかにおいて、事業報告に係る事務処理について協議を行い、今後は、複数人による内容確認を徹底し、適正な事務処理に改める旨の確認を行った。

- (2) 基本協定書によると、市は基本協定書附属の仕様書に示す物品を無償で指定管理者に貸与することとされているが、市の備品整理簿に登録された次の備品について、施設内に所在していたが備品明細に記載されていなかったもので、今後は適正な事務処理に改められたい。

品 名	備品番号	金 額	取得年月日
ソファークッション	0000006016	63,000 円	2006年 3 月 24日

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、基本協定書附属の仕様書作成時の確認不足から生じたものであった。

再発防止のため、令和7年1月に公園管理課内の関係職員において、書類作成時には複数人による確認を行うよう、課内会議において周知徹底するとともに、令和7年1月に市とパークコミュニティよこすかにおいて、備品管理に係る事務処理について協議を行い、今後は適正な事務処理に改める旨の確認を行った。

2 猿島公園の管理に係る出納その他の事務（市）

物品会計規則によると、課長等は所管する備品に備品整理票を貼付して整理しなければならないとされているが、市の備品整理簿に登録された次

の備品について、備品整理票が貼付されていなかったもので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な管理に改められたい。

品 名	備品番号	金 額	取得年月日
自動体外式除細動器	1000005765	99,000 円	2021年 7 月 30 日

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、備品整理票の作成漏れから生じたものであった。そのため、同整理票を作成し、令和 6 年 12 月に当該備品に貼付した。

再発防止のため、令和 6 年 12 月に公園管理課内の関係職員において、物品会計規則及び総務課作成の備品管理マニュアルの確認を行い、今後は同規則等に基づいた適正な事務処理を行うよう、課内会議において周知徹底した。